

事案発生日	令和5年10月23日	
事業者名	宿輪 良雄	
船名	五島(3号)	
発出日	令和6年9月12日	
法令違反等の概要	<p>令和5年10月23日に、宿輪 良雄の経営する旅客不定期航路事業において運航する旅客船「五島(3号)」が、長崎県五島市奈留島泊の小島沖700メートル付近を航行中、プロペラに浮遊物を巻き込んだ後、浸水する事故が発生しました。これを受けて、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、事故に直結する違反等は確認されていませんが、陸上施設点検簿に基づいた点検等が実施されていない等の安全管理規程違反が確認されました。</p>	
警告の内容	<p>令和6年10月15日までに以下の是正措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。 3. 運航管理者は、安全管理規程第40条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、各港の係留施設等の点検を実施すること。 4. 運航管理者は、安全教育及び事故処理に関する訓練を行ったときは、安全管理規程第51条に基づき、その概要を記録すること。 	
	当該警告により付された違反点数	12点
	当該事業者が付された累積違反点数	12点